

厚生労働省告示第二百四号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省令第三号）第一条第七項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省令第十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名中「第三条第十号」を「第三条第一項第十号」に改める。

第四号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「障害児入所施設」に改める。